1

賠償事務の實施要領に關する件（案）

昭二一、一一、二五
終連賠償部

賠償事務の實施に當り聯合國側との連絡、聯合國側より但へらるべき各般の指示の受領及びこれが關係方面への連絡並びにこれに伴ふ賠償施設撤去作業の各部面における基本的事項の處理については概ね左によることとしこれが圓滑なる實行を期することとする

一、賠償事務實施の中核機構とその運營

賠償事務の實施に關する聯合國側との連絡及び聯合國側の各般の指示は中央、地方共終戰連絡事務局を通じ行はれることとなるが、これが處理は能ふ限り統一的且つ整然迅速に實施する必要があるから左により處置することとする

イ賠償事務の遂行に關聯する基本的事項については中央において賠償協議會の議に諮り且つ所要に應じ經濟安定本部と連絡してこれを決定すること

ロ中央において決定を見た基本的事項については速に終戰連絡地方事務局に移牒すると共に中央事務局賠償部長より終戰連絡地方事務局に通牒し當該關係各省よりその出先機關に通牒すること

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

(三)聯合國側の指示乃至意嚮並に中央決定事項等の賠償事務關係官廳への迅速なる連絡及びこれが徹底に付遺憾なきを期し且つこれが實施の確保に資する爲終戰連絡地方事務局機構を整備すること

前項終戰連絡地方事務局の整備に當つては能ふ限り本年九月六日の閣議決定の趣旨に添ふ樣配意すること及び關係官廳時に都道府縣廳との事務調整、要員の相互兼任等に留意すること

(四)前項の措置と併行して地方における賠償事務關係官廳間の連絡を緊密ならしめる爲概ね中央における賠償協議會の組織に則つて地方行政事務局並に主要都道府縣に夫々地方賠償協議會、都道府縣賠償協議會を設くること

地方賠償協議會の會長は夫々當該地方行政事務局長官及當該都道府縣の長官とし副會長は原則として當該地區を連絡機構區域とする終戰連絡地方事務局長とすること

(五)地方における賠償事務の主要事項の決定又は實施に關する諸問題については夫々地方賠償協議會、都道府縣賠償協議會の議を經ること及び右諸事項の處理につい

へ報告せしむること

裏面白紙

二、

(一)賠償施設撤去作業の政府部内に於ける責任及取扱機構

賠償指定を受けたる軍工廠、航空機工場、研究所及其他の産業部門等に於ける賠償施設撤去作業の最終責任は管理保全の責任を有する各省大臣に於て之を負ふこと

(二)賠償施設撤去作業の作業擔當責任官廳は左の通りとし終戰連絡地方事務局長、財務局長、地方陸運局長、鐵道局長、海運局長は之が遂行に緊密に協力すること

(1)解体梱包に付ては地方長官とすること

(2)輕運、船積等に付ては夫々の所管官廳とし地方長官は各作業全部面に亘り之が圓滑なる實施を確保する爲に警備、保安、勞務、食糧等の部面に於て特段の努力を拂ふこと

(三)作業擔當責任官廳は地方賠償協議會及都道府縣賠償協議會を活用して關係各省出先機關の相互の連絡を密にし中央よりの通牒に基き作業の圓滑なる實行を期すること

(四)現在の指定工場管理委員會は中央、地方を通じ賠償協議會に統合すること

三、賠償施設撤去作業關係者の協力態勢

(一)賠償施設撤去作業の實施に當つては資材、機材の斡旋確保、資金の斡旋、技術面の指導等に關し撤去業者其他の關聯業者等を取纏め官民の強力なる連繫を圖る爲概ね左記要領によつ

裏面白紙

四

て「賠償施設撤去作業協力會」（假稱）を創設すること

(1) 協力會は中央に本部を置き原則として地方行政事務局別に支部を設くること

(2) 協力會は之を各省共同の監督下に置き、其運營の公正を期すること

(3) 協力會への加入は撤去作業實施の實力ある撤去業者其他の關係業者等に對し廣く之を認めること

(4) 協力會は軍要事項につき關係官憲の諮問に應じ意見を答申し得ること

(二) 賠償施設撤去作業の實施に當つては戰災者又は引揚者等の優先的な取扱を爲し生計策を考慮すること

賠償施設撤去用資材の確保及勞務對策

(一) 撤去用資材に付ては其の重要性に鑑み優先的な取扱を爲し撤去用資材の設定等一切方面の協力に依り絶對確保を圖ること

(二) 撤去用資材は可能なる限り政府に於て調辨し官給するものとしこの際適當なる代行者を指定して政府の業務の一部を行はしむること

(三) 賠償施設撤去作業實施に伴ふ勞務對策に付ては政府に於て格段の努力を拂ふこととし別途急速に之が具体的措置を策定すること

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

五、賠償施設撤去作業請負契約締結の方式

(一)賠償施設撤去作業の請負契約に於ける政府側契約者は原則として管理保全最終責任官廳とするも管理保全最終責任官廳は必要に應じ夫々財務局長、地方商工局長、海運局長又は當該地方長官に請負契約の締結を委任することを得ること

(二)契約の方式は左に依ることとすること

(1)當該撤去施設の經營者又は管理擔當者と契約を締結する場合は隨意契約とすること

(2)前號以外の場合並びに前號經營者又は管理擔當者が自ら撤去作業を實施することと不適當なる場合又は不可能にして請負業者又は下請業者を利用する場合に於ては指名競爭契約とすること

(三)賠償施設撤去作業に關する隨意契約の締結及請負業者又は下請業者の選定に付いては賠償協議會(地方、都道府縣賠償協議會)の議を經ることとすること

裏面白紙

六、賠償施設撤去作業經費の支出方法

賠償施設撤去作業に要する經費は概ね左の方法により支出すること

(一)經費の支出に付ては當該賠償施設撤去作業請負契約の擔當官を委任支出官とすること

(二)資材、機材の一元的買付等の爲必要ある場合は別に中央關係官廳に委任支出官を設け得ること

(三)所要經費に對しては年間豫算を配賦することなく必要の都度委任支出官に支拂豫算を配賦すること

(四)委任支出官は所要經費について、必要の都度、管理保全最終責任官廳を通じ大藏省に支拂豫算の配賦を要求すること

(五)賠償施設撤去作業に要する費用の經理については、終戰處理費の支出に伴ふ一般經理の外特に賠償施設撤去作業の各段階を通ずる一作業につき、一口毎の經理を明確ならしめること

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

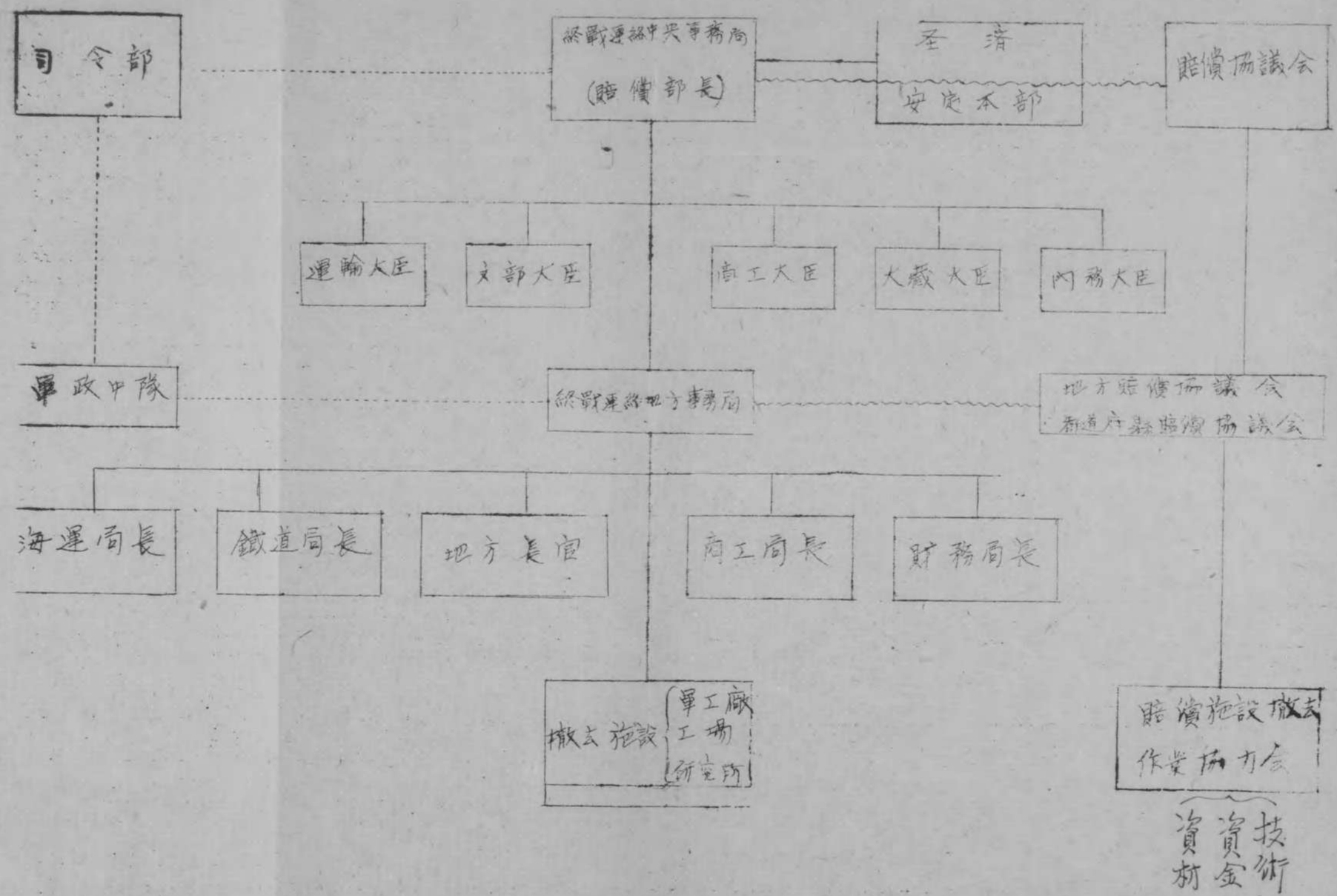
司令部
終戰連絡中央事務局
(賠償部長)
至 清
安定本部
賠償協議会
運輸大臣
文部大臣
商工大臣
大藏大臣
内務大臣
軍政中隊
終戰處理地方事務局
地方賠償協議会
都道府縣賠償協議会
海運局長
鐵道局長
地方長官
商工局長
財務局長
撤去施設
軍工廠
工場
研究所
賠償施設撤去
作業協力会
資材
資金
技術

裏面白紙